

香港法律年度開始式に参加して

国際委員会 副委員長 山原 英治 (44 期)

委員 林田 麻里 (63 期) 長野 修一 (65 期)

磯部 たな (67 期) 畔山 亨 (67 期)

1 香港弁護士会について

香港は、ご存知のように、一国二制度の下、大陸とは異なる社会システムをとっている。弁護士会のあり方においても、旧宗主国イギリスの影響を受け、バリスター（法廷弁護士）を構成員とする香港大律師公會（HKBA）とソリシター（事務弁護士）を構成員とする香港律師會（LSHK）が併存する。当会は、2012年に両会との間で友好協定を締結し、2014年より香港で毎年1月に開催される法律年度開始式（Opening Ceremony of Legal Year）に招待され、本年も法律年度開始式に参加させて頂くこととなった。以下がその報告である。

2 法律年度開始式（2017年1月9日）

当会からは、佐々木広行副会長（当時。以下同じ）、当委員会の山原英治副委員長、畔山亨委員、長野修一委員、林田麻里委員、磯部たな委員の合計6名が参加した。今回は、当会の重要課題である「国際化」を、特に若手による国際イベントへの参加機会支援によって実践していこうという当委員会の配慮から、限られた予算を按分して参加希望者を全て派遣することとした。その結果、当会派遣団は過去最多の参加者数となり、他国派遣団の中でも最大級として当会の存在感を香港側に示すことができた。

法律年度開始式に先立ち、Hong Kong Court of Final Appeal（香港終審法院。ギリシア神殿を想わせる列柱が印象的な重厚な建築物であり、戦中は日本軍憲兵隊が置かれていた。<http://www.hkcfca.hk/en/home/index.html>参照）でChief Justice of the Court of Final Appeal（首席法官）であるGeoffrey Ma Tao-li氏の歓迎を受けた後、「Presidents' Roundtable」が開催された。「Presidents' Roundtable」というのはHKBAとLSHKとが共催する、

アジア諸国を中心とする弁護士会等諸団体から派遣された会長や副会長格が一堂に会して近況や課題を報告する会合であり、今回は35の弁護士会等から55名の出席があった（参加者名簿による。なおLSHKからは冒頭「会員が1万人を超えた」と報告あり）。モンゴルやミャンマー、あるいはミラノ等新規あるいは非アジア圏からも参加者があり、国際的なハブを自認する香港が積極的に世界の弁護士会等を招待していることを窺わせた。当会からは佐々木副会長が招待への謝意を述べ、本年9月に東京で開催されるLAWASIA、そしてWCBL（世界大都市弁護士会会議）をアピールした（日本からは日本弁護士連合会と大阪弁護士会も参加した）。

その後、Hong Kong Monetary Authority（香港金融管理局）のInformation Centreで香港の金融ハブとしての重要性が解説された後、参加者は法律年度開始式が開催されるシティーホールへ移動した。法律年度開始式では、先述のGeoffrey Ma Tao-li首席法官、Secretary for JusticeであるRimsky Yuen氏、そしてHKBA主席のWinnie Tam氏によるスピーチの中で、香港基本法の最終的解釈権が香港司法にあるという認識の下、中国人民会議が法制定のみならず、法解釈にまで介入しようとしていることについて批判し、「一国二制度」・人民会議による「法の支配」の中で、香港基本法のあり方を如何に現実社会に実現するかが重要な課題であるとの主張が非常に印象的であった。特に、2016年は立法会（香港議会）選挙で当選した議員が不適切な議員就任宣誓を行ったとして議員資格を失うというニュースがあったが、かかる事件への言及がなされ、香港基本法の解釈が披露され、法の支配の重要性を強調しながら国内外へ強い主張がなされたことは意義深いと感じた。他方、LSHK会長のThomas So氏はこの問題には触れな

かったが、若手弁護士に対し、自己の経済的利益のために活動するばかりではなく、弁護士として、人のために働くという姿勢をもつことの重要性を説いたことは、国境を超えても、弁護士としての使命は同じなのだ認識させられた。さらに、法律家としてのプロフェッショナリズムは、法律実務においてのみではなくそれ以外の活動においても具体化されるべきであり、プロフェッショナリズムの具体化のためには虚心坦懐であること、及び、寛大であることが重要である旨説かれ、日本の法律家である我々にとっても示唆に富む内容であった。

約2時間にもわたる式典の後は、カクテルレセプションが開かれ、登壇していた香港の裁判官や弁護士の方々と交流が行われた。

その後、LSHK及びHKBAの主催のDinner Receptionが開かれた。Dinner Receptionには、34の弁護士会等から57名の出席があり（参加者名簿による）、各参加者は主にテーブル毎に他の弁護士会等との親睦を深めていた。Dinner Receptionの最中には、LSHK及びHKBAが共に、すべてのテーブルを回ってネットワーキングを行っており、国際的な交流を図るだけでなく、両会の協力関係を他国の法曹に印象付けていた。また、振舞われた料理は、香港のお祝い料理のようで、おもてなしの心を感じた。Dinner Receptionの終盤には、LSHK会長のThomas So氏及びHKBA主席のWinnie Tam氏から各弁護士会等に対して記念品が贈呈され、写真撮影が行われた。

3 LSHKの会長との懇談会（2017年1月10日）

翌10日には、LSHKのThomas So会長、Melissa Pang副会長（So会長が「LSHK史上初の女性会長になる予定」と紹介。Pang副会長ご自身は笑いながら「まだ分からない」と慎重なコメント）及び役員（Council member）諸氏と、当会参会者との間で、会議がもたれ、法律年度開始式に対する感想等を伝えるとともに、前日のPresidents' Roundtableにおいて、佐々木副会長が、LSHKをWCBLに「招待する」と述べたことを踏まえて、山原副委員長より、WCBL創設の経緯、意義、会合でのトピック等について説明を行った。So会長は、WCBLに関

心を寄せ、「日程を確認した上で、LAWASIA参加者をWCBLにも参加させることを検討する」と返答してくれた。なお役員の1人であるWarren Ganesh氏は各国弁護士会の招聘に応じて香港で行われている弁護士倫理教育等のトレーニング・プログラムを各国弁護士会会員向けに開催しており、東京に対しても喜んで協力すると言ってくれた。このような香港側の姿勢は当会の課題である「国際化」に関して非常に示唆的であろう。

4 結びにかえて

はじめて参加した香港弁護士会の法律年度開始式であったが、香港法曹界が、何を目指し、どのような課題に直面し、取り組んでいるのかを知るいい機会であった。また、一国二制度という難しい状況の中で、弁護士として、法を守り、権力の不当な侵害に対し抗議するその姿勢に、同じ弁護士として感銘を受けた。

オリンピックを控えて、またビザの緩和、経済のグローバル化等で、国際化が当たり前になっている日本において、当会及び弁護士の国際化への意識は必須のものとなっている。日頃から、積極的に当会の活動を紹介するとともに、諸外国の取り組みをも学ぶことで、当会の活動が、より多様性と柔軟性のある充実したものになるのではないかと感じた。

特に、今年は、9月に、LAWASIAの大会が日本で開催されることが決まっており、どのように日本の法曹界の取り組みを紹介し、他国との友好関係をより強固なものとするかは急務の検討事項である。

若手にも、このような式典に参加できる機会を与えてくださった当会及び当委員会に感謝するとともに、今後も、積極的に国際的な活動に参加し、会員の皆様に情報を還元していこうと思った。

*表紙裏にカラー写真を掲載しています。